

令和5年第3回
教育委員会定例会
会議録

令和5年3月28日

学校教育部 教育総務課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年第3回教育委員会定例会	
開 催 日 時	令和5年3月28日（火） 開会時刻午後2時01分 閉会時刻午後3時01分	
開 催 場 所	朝霞市役所 第1委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
その他の必要事項	傍聴者 0人	

令和5年第3回

教育委員会定例会

令和5年3月28日(火)
午後2時01分から
午後3時01分まで
朝霞市役所第1委員会室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 案 の 審 議
- 7 そ の 他
- 8 閉 会 宣 言

出席者

教 育 委 員 会 教 育 長	二 見 隆 久
教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	野 口 邦 彦
生 涯 学 習 部 長	神 頭 勇
学校教育部次長兼教育総務課長	奥 山 雄三郎
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	菊 島 隆 一
教 育 管 理 課 長	小石川 知 治
教 育 指 導 課 長	松 本 欣 巳
学 校 給 食 課 長	長 谷 修

文 化 財 課 長
中 央 公 民 館 長
図 書 館 長

赤 澤 由 美 子
中 村 浩 信
鈴 木 恵 一

事務局

教育総務課教育総務係長

古 瀬 聖 将

(会議議題)

◎教育長報告事項

- ① いじめに関する調査結果について
- ② 令和4年度なかよし発表会、なかよし作品展について
- ③ 第45回朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会について
- ④ 第23回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバルについて
- ⑤ 令和4年度第4回朝霞市学校給食運営審議会について
- ⑥ 令和4年度生涯学習体験教室について
- ⑦ 令和4年度市民企画講座について
- ⑧ 令和4年度放課後子ども教室について
- ⑨ 令和4年度第3回朝霞市社会教育委員会議について
- ⑩ 市民スポーツ教室について
- ⑪ 令和4年度第2回朝霞市スポーツ推進審議会について
- ⑫ 第4回梅香るおごせハイキング大会について
- ⑬ 令和4年度第2回朝霞市文化財保護審議委員会議について
- ⑭ 令和4年度第2回朝霞市博物館協議会について
- ⑮ 令和4年度第2回朝霞市公民館運営審議会について
- ⑯ 令和4年度第2回朝霞市立図書館協議会について

◎提出議案

議案第13号 朝霞市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則

議案第14号 朝霞市学校運営協議会の設置について

- 議案第15号 朝霞市学校運営協議会委員の任命について
- 議案第16号 学校医の解職と委嘱について
- 議案第17号 学校薬剤師の解職と委嘱について
- 議案第18号 令和5年度朝霞市教育委員会重点施策について
- 議案第19号 朝霞市ICT教育推進計画の改訂について
- 議案第20号 学校における働き方改革基本計画の改定について
- 議案第21号 朝霞市教育委員会職員の人事について
- 議案第22号 教職員の指導措置について
- 議案第23号 教職員の指導措置について
- 議案第24号 令和5年議案第10号の一部変更について
- 議案第25号 朝霞市立小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について

◎その他

- ・図書カードの盗難の発生について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから和5年第3回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、森島委員にお願いしたいと存じます。

◎3 会議録の承認・訂正

○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和5年第2回教育委員会臨時会および令和5年第2回教育委員会定例会の会議録について、追加、訂正等があれば、お申し出いただきたいと存じます。

追加、提出がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

異議ございませんので、議案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が16件、提出議案が13件、その他が1件でございます。

なお、教育委員会の会議においては、自己、配偶者若しくは第三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができないこととなっております。

本日、審議いたします議案第21号につきましては、該当する者を除斥した上で審議することといたします。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。

教育長報告事項の「1点目 いじめに関する調査結果について」につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、また、「議案第15号 朝霞市学校運営協議会委員の任命について」、「議案第22号 教職員の指導措置について」、「議案第23号 教職員の指導措置について」、「議案第24号 令和5年議案第10号の一部変更」、及び「議案第25号 朝霞市立小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について」につきましては、人事に関する案件でございますので、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることをご提案申し上げます。

また、議案第15号および第25号につきましては、公開できる時期になりましたら、資料および会議録を公開することとしてよろしいかあわせてお伺いいたします。

なお、会議を非公開にするのは、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございませぬ。これより採決いたします。

教育長報告事項1点目、議案第15号及び第22号から第25号につきましては、議事を非公開とすること、また、議案第15号及び第25号につきましては、資料及び会議録を所定の時期に公開することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、教育長報告事項1点目、議案第15号及び第22号から第25号につきましては、議事の最後に非公開で行うことに決し、また、案第15号及び第25号につきましては、資料及び会議録を所定の時期に公開することに決します。

◎4 教育長月間行事の承認

○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。

令和5年2月の教育長月間行事実績及び令和5年4月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料の通りとなります。

これらの行事につきましてご異議ございませぬか。

ございませぬので、教育長月間行事を資料の通り承認することといたします。

◎5 教育長の報告

○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。

報告事項につきましては、1点目を除き、事前に配付しておりますが、5点目の「令和4年度第4回朝霞市学校給食運営審議会について」につきましては、担当課より報告させていただきます。

それではお願いします。

学校給食課長。

○説明員・長谷学校給食課長

報告事項の第5点目の「令和4年度第4回朝霞市学校給食運営審議会について」の報告をさせていただきます。

今回は2月8日に第4回目を実施いたしました。4回目のこの運営審議会の内容につきましては、配布している資料の通りとなります。

ただ1点、追加で報告をさせていただきます。

学校給食費の改定と保護者の負担軽減策の最終報告をさせていただきます。

今年1月5日の教育委員会臨時会において、この教育委員会の諮問機関である学校給食運営審議会からの答申内容を報告させていただきました。

運営審議会からの要望とあわせて、教育委員の皆様からも物価高騰の中、保護者の負担軽減を検討してもらいたいとのご意見ご要望をいただきました。

その後、1月17日の定例庁議において、教育委員の皆様並びに学校給食運営審議会からの要望内容をお伝えいたしました。

さらに、2月13日の全員協議会において、市議会議員の皆様にも説明をいたしました。

結果として市長にも苦渋の判断をいただき、令和5年4月から学校給食費が小学校は4,200円から4,700円、中学校が4,800円から5,300円と、小中学校ともに月額500円を増額することといたしました。

また皆様からご意見をいただき、保護者の負担軽減策として、増額した500円を令和5年度は市の負担とすることと、小中学校に3人以上在籍している世帯の3人目以降を無償にすることが決定し、2月16日の教育委員会定例会で、学校給食費徴収規則の改正を皆様にご承認いただきました。

この結論に至るまで、昨年11月の諮問から、臨時会や定例会含めてとても短い期間で何度も皆様にご審議いただき、教育委員の皆様からご意見やご助言をいただいたおかげをもちまして、4月以降の学校給食費の方向を決定することができましたことに感謝申し上げます。

以上で学校給食費改定並びに保護者負担軽減策の報告とあわせて教育委員の皆様へのお礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○二見教育長

それでは、教育長報告事項5点目及び給食費の改定についての説明がございました。皆様方、何かご質問等はございますか。

平木職務代理者。

○平木職務代理者

報告では、合わせておおよそ7,700万円程度見込んでいただいておりますが、給食費改定分と

3人目以降の給食費と、それぞれの額を教えてください。

学校給食課長。

○説明員・長谷学校給食課長

それではそれぞれの額を申し上げます。増額した500円分を市が負担することで令和5年度1年間でおよそ6,000万円となります。3人目以降の無償でおよそ1,700万円を見込んでおりますので、合わせて7,700万円となっております。以上です。

○二見教育長

他にご質問等はございませんか。

質問がありませんので、次に、非公開とされた教育長報告事項1点目以外の報告事項について、ご質問はございませんか。

質問がありませんので、これで教育長の報告を終わります。

◎6 議案の審議

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

「議案第13号 朝霞市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第13号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は朝霞市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について、議決を求めるものです。

内容につきましては、令和3年5月19日に個人情報の保護に関する法律が改正され、同法が令和5年4月1日から、地方公共団体へ直接適用されることとなるため、朝霞市個人情報の方に関する法律施行規則、施行条例及び朝霞市個人情報に関する法律等施行規則が制定されたことに伴い、朝霞市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止し、新たに朝霞市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則を制定するものです。

なお、本規則につきましては、令和5年4月1日から施行したいと考えております。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○二見教育長

それでは本議案について質疑をお願いいたします。

質疑ありませんか。

質疑なければ、質疑を終結します。

これより採決いたします。

「議案第13号」を原案の通り可決することに、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第13号」は、原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第14号 朝霞市学校運営協議会の設置について

○二見教育長

次に、「議案第14号 朝霞市学校運営協議会の設置について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第14号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、学校運営協議会の設置についての議決を求めるものでございます。

内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定により、朝霞第三中学校及び朝霞第五中学校に学校運営協議会の設置を決定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより採決いたします。

「議案第14号」を原案の通り可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって「議案第14号」は原案の通り可決されました。

◎6 議案の審議 議案第16号 学校医の解職と委嘱について

○二見教育長

次に、「議案第16号 学校医の解職と委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第16号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、学校内科医の解職と委嘱を行うものでございます。

朝霞第九小学校の学校内科医であるベラスケス・ヘルマン氏及び朝霞第五中学校の学校内科医である鈴木洋氏が、令和5年3月31日をもって辞任することに伴い、朝霞地区医師会からの推薦に基づき西野多聞氏を朝霞第九小学校、柴田愛氏を朝霞第五中学校の学校内科医として委嘱するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑がなければ質疑を終結します。

これより採決いたします。

「議案第16号」を原案の通り可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第16号」は原案の通り可決されました。

◎6 議案の審議 議案第17号 学校薬剤師の解職と委嘱について

○二見教育長

次に、「議案第17号 学校薬剤師の解職と委嘱について」を議題とします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第17号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、学校薬剤師の解職及び委嘱を行うものでございます。

朝霞第二小学校の学校薬剤師である藤本廣子氏および朝霞第二中学校の学校薬剤師である大八木実氏が、令和5年3月31日をもって辞任する旨の届け出が提出されたことに伴い、朝霞地区学校薬剤師会からの推薦に基づき、朝霞第二小学校及び朝霞第二中学校の学校薬剤師として細川玄機氏を委嘱するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑がなければ、質疑を終了いたします。

「議案第17号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって「議案第17号」は原案の通り可決されました。

◎6 議案の審議 議案第18号 令和5年度朝霞市教育委員会重点施策について

○二見教育長

次に、「議案第18号 令和5年度朝霞市教育委員会重点施策について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第18号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和5年度朝霞市教育委員会重点施策について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

令和3年度より、心豊かに生きる力を育む朝霞の教育を基本理念とする第2期朝霞市教育振興基本計画がスタートしております。

朝霞市教育委員会では、この計画の実効性を一層高めるために、10の基本目標を編成し、それに基づけられた政策に沿って教育行政を推進してまいります。

それでは、各目標の代表的な部分について申し上げます。

1 朝霞の次代を担う人材の育成

(1) 豊かな心を育む教育の推進につきまして、令和4年度、5年度に朝霞第五中学校が文部科学省の道徳教育の抜本的改善充実に係る支援事業の指定を受け、学校全体で道徳教育の研究に取り組みます。

(4) 政令都市の教育相談の充実につきまして、新たにこども相談室で相談員が就学相談及び発達検査の一部を実施することで、就学相談に関する課題解決を図ってまいります。

2 確かな学力と自立する力の育成

(4) 技術革新に対応する教育の推進につきまして、児童生徒1人1台のタブレット端末が

配布され、3年目となります。個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、さらなるタブレット端末の有効活用に向けて、新たにICT支援員を3名配置予定で、事業改善と情報活用能力の育成を進めてまいります。

3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

(3) 快適な教育環境の整備充実につきまして、学校施設長寿命化基本方針に基づく施設整備を進めてまいります。

また、就学援助制度の電子申請および継続審査を導入し、オンライン通信費等の就学援助費の費目の追加を実施してまいります。

さらに、学校給食では、3人目以降の子供に対する給食費無償化を実施してまいります。

4 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

(1) 学校、家庭、地域が一体となった教育力の向上につきまして、コミュニティスクールを新たに朝霞第三中学校、朝霞第五中学校に設置し、既に設置されている学校も含めて、さらなる家庭地域との連携協働を推進してまいります。

5 生涯学習活動の推進

生涯学習推進体制の充実につきまして、引き続き、第3次朝霞市生涯学習計画を推進してまいります。

新型コロナウイルスの影響でこれまで制限されていた活動に対しても積極的に支援してまいります。

6 学びを支える環境の充実

学習活動の支援充実につきまして、公民館主催事業の実施、公民館まつりの開催、博物館運営事業等を進めてまいります。

7 スポーツレクリエーション活動の推進

昨年度開催できた市民総合体育大会等をさらに多くの市民に参加してもらえるよう、地域全体での推進体制を整備してまいります。

8 利用しやすい施設の提供

引き続きスポーツ施設整備、充実及び学校施設の開放を進めてまいります。

旧歴史や伝統の保護、活用文化財の保護、活用等を進めてまいります。また、研究紀要を刊行し、地域資料の専門的調査研究について、その成果を発信してまいります。

9 歴史や伝統の保護・活用

文化財の保護・活用等を進めてまいります。

また、研究紀要を刊行し、地域資料の専門的調査研究について、その成果を発信してまいります。

10 芸術文化の振興

芸術文化活動の充実支援を進めてまいります。

以上、令和4年度は新型コロナウイルスの影響を受けながらも、事業の継続を進めてまいりました。

令和5年度につきましては、新型コロナの影響をしっかりと見きわめながら、各事業を推進してまいります。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

議案18号について、説明が終了いたしました。

本議案についての質疑をお願いいたします。

森島委員。

○森島委員

3枚目めくったところで、令和5年度の主な事業という欄ですが、いじめ不登校対策会議の実施とありますが、これはどこが主体で行うものなのか教えていただけますか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本学校教育課長

こちらのいじめ不登校対策会議につきましては、主に各学校の生徒指導ですとか、教育相談担当の先生方が実例をもとに協議をして、いじめ対策あるいは不登校対策について、深める場となっています。

○二見教育長

森島委員。

○森島委員

もう一点、その3行下の、教育相談活動の一層の充実ということで、具体的に何か案というのはあるのでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

具体的に令和5年度について、新たに何か新しいことを始めるというわけではなくて、やはり教育相談、教育の中の本当に非常に重要な一部を占めていますので、その原点に立ち返って、あとは日々の先生がたの指導とか相談体制について見直していくところから始めるということで一層の充実というふうに表現をさせていただいております。

○二見教育長

森島委員。

○森島委員

もう1点お願いします。

さらに、その欄の一番下ですが、朝霞市不登校児童生徒支援連絡協議会とありますがこれは
どういうものなのか教えていただきたい。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

こちらにつきましても、各学校の不登校等の状況について連絡を取りながら、先生方で、あ
るいは関係の相談機関の職員等を交えて進めていく会議になっております。

○二見教育長

他に質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。「議案第18号」を原案通り可決することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって「議案第18号」は原案の通り可決されました。

◎6 議案の審議 議案第19号 朝霞市ICT教育推進計画の改訂について

○二見教育長

次に、「議案第19号 朝霞市ICT教育推進計画の改訂について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第19号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市ICT教育推進計画の改訂についてでございます。

朝霞市ICT教育推進計画につきましては、令和元年度に作成いたしました。ICT教育
の現状を踏まえて、毎年改訂を行っております。

また、これとは別に、本年度、朝霞市 GIGA スクール構想に係る端末の取り扱い規程を作成し、本市において、令和 2 年度に導入したタブレット端末が有効に活用できるようにしてまいります。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

「議案第 19 号」を原案の通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第 19 号」は、原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第 20 号 学校における働き方改革基本計画の改定について

○二見教育長

次に、「議案第 20 号 学校における働き方改革基本計画の改定について」を議題とします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第 20 号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和 4 年 4 月に県の基本方針が改定されたことに伴い、本市においても、負担軽減検討委員会に諮り、改定するものでございます。

今回の改定におきましては、教職員が健康に自信と活力を持って子供たちに関わることができるところを目的として作成いたしました。

今後、校長会議で説明し、各学校で周知し、さらなる働き方の改善等に生かしてまいります。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いいたします。

質疑なければ、質疑を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第 20 号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第20号」は原案の通り可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

地方教育行政の組織運営に関する法律第14条第6項の規定により、該当するもの退席を求めます。

(暫時休憩)

◎6 議案の審議 議案第21号 朝霞市教育委員会職員の人事について

○二見教育長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、「議案第21号 朝霞市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第21号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市教育委員会職員の人事について議決を求めるものでございます。

今回の人事異動における教育委員会職員の異動状況は、退職者が13人、教育委員会から他の執行機関へ出向する者が15人、教育委員会で新たに任用する者が44人、このうち他の執行機関から異動してまいります者が18人、教職員から任用する者が3人、再任用職員が23人でございます。

また、教育委員会内部で昇格・異動する職員は12人、朝霞地区4市職員実務研修派遣により新座市に派遣する者が1人でございます。

各部署、人事異動による職員の入れ替えがありますが、学校教育部、生涯学習部ともに新たな職員の体制のもと、令和5年度につきましても本市教育行政の充実に向けて、業務に取り組んでまいります。

以上、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第21号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第21号」は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

◎7 その他

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、その他に入ります。

まず、生涯学習・スポーツ課から報告がございます。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

生涯学習・スポーツ課におきまして、発生いたしました図書カードの盗難につきましてご説明を申し上げます。

毎年、成人の日記念式典に参加されていない方に対し、当日の案内はがきを生涯学習・スポーツ課にご持参いただき、記念品の交付を行っております。

この度、令和5年2月24日金曜日に、記念品を受け取りに来られた方から、記念品の一つである図書カードの包装紙を開封したところ、図書カードが入っていないとのご連絡がございました。

このため、市で保管しております図書カードの包装紙を開封し、確認いたしましたところ、一部に入っていないものがあることが判明いたしました。

このため、状況等から、盗難の可能性があるかと判断し、2月27日月曜日に朝霞警察署に相談、3月14日火曜日に被害届を提出し、同日市議会議員及び教育委員会教育委員の皆様にお知らせをした後に、記者発表を行ったところでございます。

なお、被害金額等の詳細につきましては、警察より捜査に支障があるため公表しないよう、言われておりますことから、非公開とさせていただきます。

現在、朝霞警察署からの事情聴取を受けており、今後も引き続き全面的に協力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○二見教育長

ただいま説明がありました件について、ご質問等がございますか。

高橋委員。

○高橋委員

図書カードの盗難ということですが、保管状況はどうなっていましたか。

○二見教育長

生涯学習部次長。

○説明員・菊島生涯学習部次長

保管状況につきましては、前年度の購入分の余りも含めまして、出納室の金庫内にある、鍵のかかる専用ロッカーに保管しております。

配布期間の日中につきましては、生涯学習・スポーツ課にその一部を持ち出し配布用とし、終業時には出納室の金庫のロッカーに戻して保管しております。

○二見教育長

ほかに、質疑等ございますか。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

図書カードが入っていなかった方への対応はどのようにされたのでしょうか。また、2月23日以前に配布した方には、図書カードが入っていなかった方はいないのでしょうか。

○二見教育長

生涯学習部次長。

○説明員・菊島生涯学習部次長

図書カードが入ってなかった方に対しましては、その当日の2月24日金曜日から3月1日水曜日までの間にご自宅を訪問するなどし、お詫びをするとともに、図書カードを改めて配布させていただきました。

なお、その人数と今、ご質問いただいた2月23日以前に配布した方の図書カードの有無等の状況につきましては、警察の捜査に支障がございますので非公表とさせていただきます。

○二見教育長

ほかに、質疑等ございますか。

森島委員。

○森島委員

今年度の式典で図書カードを受け取った方の割合は何%ぐらいでしょうか。

○二見教育長

生涯学習部次長。

○説明員・菊島生涯学習部次長

令和5年度の成人の日記念式典の対象者数は1,385人でございまして、参加者477人でございました。

また、今年度の図書カードを受け取った方の割合につきましては73.5%でございます。

○二見教育長

ほかに、質疑等ございますか。

それでは、図書カード盗難の発生についてを終了いたします。

ほかに、皆様方から、その他として、何かございますか。

平木教育長職務代理者

○平木教育長職務代理者

令和4年度、市町村教育委員会教育長、教育委員研究協議会が令和5年2月10日に新橋カンファレンスセンターにおいて行われ、出席いたしましたので、報告をいたします。

初等中等教育政策の動向についての行政説明後に部活動のあり方についての研究分科会に参加いたしました。

分科会での資料説明として、少子化により、地域によっては運動部の存続の継続が難しい。また、教師については、平日休日勤務時間の負担のほか、顧問の経験がない、専門的な指導ができないなどの声が多く、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行に向け102市区町村に委託し、実践研究を行い、子供たち保護者の声などアンケート調査を行いました。

令和5年から7年度の3年間で全て移行してほしいということではなく、地域の実情に合わせ、地域移行できない場合は地域連携を、地域に人材がない場合は、先生方が活用されやすいように、教師の兼職兼業についてを参照し、先生の配置を検討してくださいとのことでした。

地域移行に向けた予算として、コーディネーターの研修補助や、指導員の支援として増額をしています。

詳細は資料がございますので、ご確認をください。

次に分科会についてですが、13グループに分かれ話し合いました。私のグループでは、磐田市の方から、地域の企業やJリーグのチームの協力を得て、学校の部活の他に、市のスポーツ部活として、サッカー、ラグビー、陸上など、平日も含め先進的な活動をしているとお話を聞くことができましたが、グループ内の意見としては、子供のニーズに応えることが大切で

ある。マンパワー予算が足りない。働き方改革とした兼業に不安を感じる。また、地域移行にあたり、スポーツや文化活動だけでなく学習のサポートの場も考えてほしいとの意見もありました。他の部グループからも市町村によって違いがあり、既に企業中心にスタートしているところと、これから検討しているところがある。現状は厳しく、先が見えない。地域によっては、指導者を見つけるのは難しく、報酬の問題や費用が保護者負担になった場合、また、地域連携ができなかった場合、公立学校の教員の兼業兼職になることから、部活の成立に疑問があるなど、全体として難しい、不安であるなどの声が多くあがっていました。

最後に事務局からの説明として、人材がない、予算、兼業兼職などの問い合わせ窓口、Q&Aを整備していきます。

また、令和6年度に向け、部費の自己負担、保護者負担などの調査をしていきます。

大会出場については、中体連、都道府県レベルの大会の見直しをしていく。

地域移行した場合の保険については、あくまで紹介ということになりますが、スポーツ庁からの要請で、スポーツ安全協会において、年間800円の負担で加入できるものがあります、とのお話がありました。

当日の資料は総務課に提出いたしますので必要なところをご確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○二見教育長

ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

平木教育長職務代理者ありがとうございました。

ほかに、ございますか。

それでは、その他を終了いたします。

この際、暫時休憩といたします。

これからの会議を非公開といたします。

関係説明以外の方の退席を求めます。

(暫時休憩)

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開】

◎5 教育長の報告 ①いじめに関する調査結果について

◎6 議案の審議 議案第22号 教職員の指導措置について

議案第23号 教職員の指導措置について

議案第24号 令和5年議案第10号の一部変更について

◎6 議案の審議 議案第15号 朝霞市学校運営協議会委員の任命について

○二見教育長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案の審議に入ります。「議案第15号 朝霞市学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・学校教育部長

議案第15号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、新設校となります朝霞第三中学校及び朝霞第五中学校、任期満了につき、次期委員の選出となります6校、新たに推薦があった2校、人事異動に伴う委員の変更2校の学校運営協議会委員の任命について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第3項の規定により、当該各学校長から推薦があったものにつきまして、同条第2項並びに朝霞市学校運営協議会規則第7条第2項の規定により、いずれも適任者として任命したいと考えております。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いを申し上げます。

○二見教育長

それでは本議案についての質疑をお願いいたします。

ありませんか。

質疑なければ、質疑を終結します。

これより採決いたします。

「議案第15号」を原案通り可決するに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって「議案第15号」は原案の通り可決されました。

◎6 議案の審議 議案第25号 朝霞市立小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について

○二見教育長

次に、「議案第25号 朝霞市立小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について」を議題とします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第25号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市立小中学校事務の共同実施運営規則第3条第2項の定めにより、朝霞市立小中学校事務の共同実施に係る代表者等を指名するものでございます。

なお、代表者および副代表者の任期につきましては令和6年3月31日までといたします。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは本議案について質疑をお願いいたします。

質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

「議案第25号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって「議案第25号」は、原案の通り可決されました。

◎8 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和5年第3回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。